

# 第2回WGにおける構成員からの質問に対する ヒアリング対象事業者等からの回答

---

2022年10月24日  
事 務 局

# 構成員からの質問一覧(1/2)

構成員名	質問内容	質問対象
相田構成員	携帯のカバレッジ100%という状況が前提の中、固定系は安定した通信が行えるという理由で基礎的電気通信役務の範囲となる（FTTHやHFC方式のCATVといった）サービスをこれまで議論してきており、また、地理的カバレッジ100%も近い将来達成されると見込まれる現状を踏まえて、FWAを基礎的電気通信役務に位置づけることに対する御意見を伺いたい。	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙4】
相田構成員	FWAがQoS管理される専用線のようなものであれば、ベストエフォートであるFTTHやHFCより高度なサービスと言え、第二号基礎的電気通信役務に値する可能性があると思うが、対象範囲限定の具体的な案はあるか。また、FWAが第二号基礎的電気通信役務となった場合の支援対象額算定方法の具体的な案はあるか。	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙4】
相田構成員	義務教育で用いる通信も概ね2Mbps程度かつ同時接続人数分の通信容量がかかるなか、CATV連盟の資料にあるような、HFC方式のうち通信方式が古く、上り名目速度が1Mbps程度のサービスについては受け入れがたいのではないか。詳細は今後議論を深めるべきだが、実質的にはCATVアクセスサービス（HFC方式）については、Docsisが規格化された以降の役務を対象とすべきではないか。	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙4】
林構成員	改正電気通信事業法における、事業者規律・交付金制度の関係と、本WGにおける議論の前提について伺いたい。	事務局 ⇒【別紙5】
林構成員	ラストリゾート事業者の責務として、官民協定に基づき提供を担保した事業者を対象に交付金による支援を行う仕組みを法定することは考えられるか。	・ソフトバンク（株） ⇒【別紙3】 ・（一社）日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙4】

# 構成員からの質問一覧(2/2)

構成員名	質問内容	質問対象
三友構成員	FWAのような形態であっても無線を第二号基礎的電気通信役務とすることに反対か。それとも各社が提供しているサービスに関わる場所でなければ問題無いと考えるか。	ソフトバンク（株） ⇒【別紙3】
大谷構成員	資料P3において、「事業の確定」段階での計画の公表で整備を要する自治体等における予測可能性に資することにはならないのではないかと案じられるが、NTT東西としてはその点をどのように考えているか。	東日本電信電話（株）・ 西日本電信電話（株） ⇒【別紙1】
大谷構成員	資料P20において、「①高コスト地域を特定」とあるが、どのような方法で特定することを想定されているのかを伺いたい。	KDDI（株） ⇒【別紙2】
大谷構成員	資料P29の利用者保護の補完策は示唆に富んだものだと思うが、契約約款を届出せずに掲示のみとした場合、届出契約約款において、電気通信事業法19条2項各号のような内容があった場合の総務大臣の変更命令が及ばないこととなる。19条2項各号のような契約約款が作成されることは基本的にないことを考えれば、19条2項各号に類する規定を適用させることが利用者保護の補完策たりうると思うがどのように考えるか。	ソフトバンク（株） ⇒【別紙3】
大谷構成員	資料P10では上り30Mbpsの名目速度を満たすことが難しいケースがあるとのことだが、上り名目速度としてどの程度なら満たすことができるのか。	（一社）日本ケーブルテレビ連盟 ⇒【別紙4】

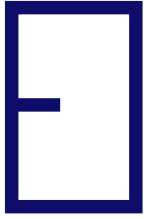
## ご質問

第2回ヒアリング資料P.4において、「事業の確定」段階での計画の公表では、整備を要する自治体等における予測可能性に資することにはならないのではないかと案じられるが、NTT東西としてはその点をどのように考えているか。【大谷構成員】

## ご回答

当社は、当社が独自に基盤整備を行う場合には、その公表の準備が整い次第（提供開始の数週間から数か月前）、提供計画を公表しているところであり、自治体等における予見可能性にも資するものと考えます。

なお、自治体等による整備事業等においては、事業者選定期間中に当社が事業への入札または設備譲受の検討等を行っている事実を公表することは不適當であると考えられるため、当社がその対象事業者に選定され次第、速やかに公表することとしております。



情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ユニバーサルサービス政策委員会  
ブロードバンド基盤ワーキンググループ (第2回)  
追加質問回答

KDDI株式会社

2022年10月24日



## 追加質問への回答 (1/3)

### 質問 (大谷構成員)

資料P20において、「①高コスト地域を特定」とあるが、どのような方法で特定することを想定されているのかを伺いたい。

- まず、弊社ヒアリング資料P20において述べている「高コスト地域」というのは、最終とりまとめに記載されている交付金制度の支援対象となる「サービス提供のためのコストが相対的に高い地域」（例えば、標準的なモデルに基づきコストを推計）を指しており、「一般支援区域」「特別支援区域」のいずれの要件にもなっている概念を念頭に置いております。
- 一方、法律上の規定は、以下のとおり、「一般支援区域」と「特別支援区域」で異なる規定となっていることから、本規定に則して、「一般支援区域」と「特別支援区域」の特定方法をご説明いたします（いずれの場合も、当該区域で1者以下の提供であることが条件となります）。
  - 「一般支援区域」（電気通信事業法第110条の2第1項第1号）
    - ・ 総務省令で定める方法により「提供費用－収益」の額が0を上回ること（＝高コスト地域）が要件。
  - 「特別支援区域」（電気通信事業法第110条の2第2項第1号）  
以下、いずれかに該当することが要件。
    - ・ イ：上記要件に加えて、算定した額が総務省令で定める額以上であること（＝著しい高コスト地域）。
    - ・ ロ：上記要件は求められておらず、地理的条件等が総務省令で定める場合（最終とりまとめにおける①新規整備地域／②民設移行地域を想定）に該当するもの。



## 追加質問への回答 (2/3)

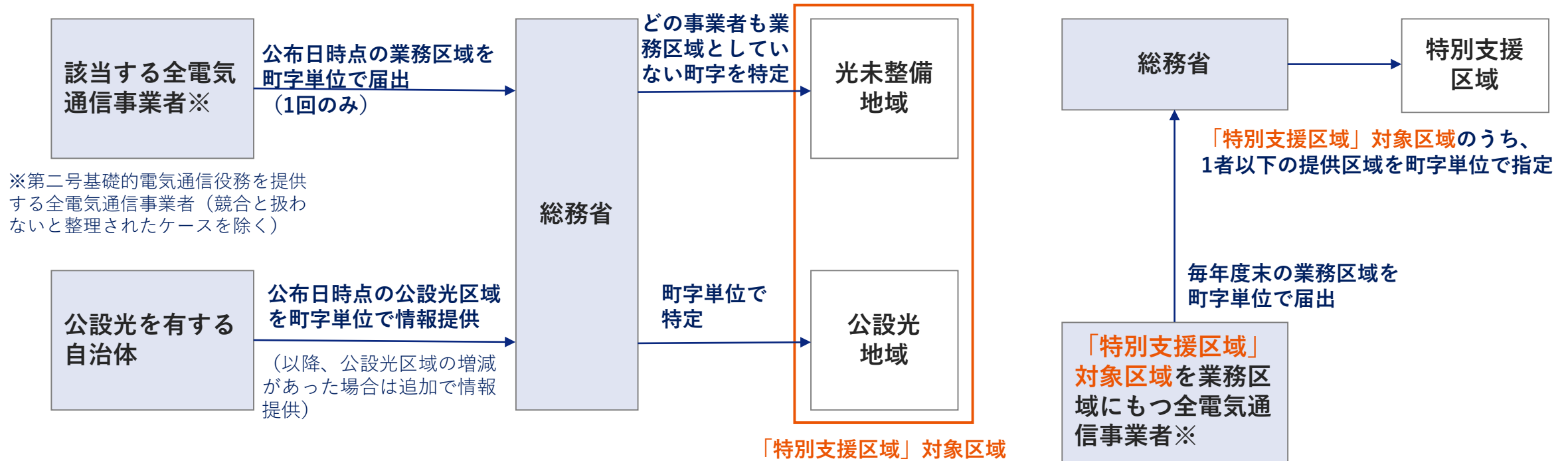
### <一般支援区域の特定について>

- 「提供費用－収益」の額が0を上回るいわゆる「高コスト地域」を特定する方法としては、最終取りまとめの脚注14で例示されているように、標準モデルを用いて特定することが考えられます（この場合、1者提供地域かどうかを判定するため、当該高コスト地域を業務区域とする事業者は町字単位で提供エリアの届出が必要）。
  - ・ 標準的なモデルを使って高コスト地域を特定する考え方  
⇒ 各地域の面積や世帯数を変数として1回線当たりのコストを推計し、一定の閾値を超える地域を高コスト地域として特定。
- 「一般支援区域」を特定するその他の方法としては、例えば、以下のような考え方もあると考えますが、その場合は、「特別支援区域」(イ)（＝著しい高コスト地域）の特定の仕方とあわせて整理が必要となります（例えば、1を「一般支援区域」、2を「特別支援区域」(イ)とみなす等）。
  1. 電気通信事業法上、総務省令で定める方法により「提供費用－収益」の額が0を上回ることに規定されているが、法律に基づいて指定されている特例地域※を赤字が見込まれるものとみなして特定する考え方（この場合、特例地域を業務区域とする事業者は町字単位で提供エリアの届出が必要）。  
※日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第2条の2第2項第1号に定められる特例地域（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、沖縄振興特別措置法）に定められる区域
  2. 同様に、ワイヤレス固定電話が認められる「極めて不経済な地域」を赤字が見込まれるものとみなして特定する考え方（この場合、特例地域かつaに該当、またはbに該当する地域を業務区域とする事業者は町字単位で提供エリアの届出が必要）。
    - 1.の特例地域かつaまたはbに該当する場合
      - a. 加入者密度が18人未満/m<sup>2</sup>の地域、b. 海底ケーブルが用いられる地域でコストが著しく高いと認められる地域
- 具体的にどのような考え方を取るのが実態に即した運用になるのか等については、支援を希望する事業者の意見等を聞きながら検討することが必要と考えます。

# 追加質問への回答 (3/3)

## <特別支援区域の特定について>

- 「特別支援区域」については、最終取りまとめにおける①新規整備地域／②民設移行地域を想定しているものですが、本制度は、総務大臣が支援区域を指定した後（電気通信事業法第110条の2）、当該支援区域で業務を行う事業者によって適格電気通信事業者の申請が可能となる（電気通信事業法第110条の3）仕組みとなっていることから、予め「光未整備地域」「公設光地域」を把握し、事前に「特別支援区域」として指定しておく必要があります。
- こうした「光未整備地域」「公設光地域」については、「特別支援区域」（イ）（＝著しい高コスト地域）に該当するものが多いと想定され、その場合は前頁の標準的なモデル等を用いることで地域の特定が可能となりますが、全ての地域が「特別支援区域」（イ）に該当するものではないことから、以下のような方法と併せて特定することが考えられます。
- ・最終とりまとめにおいて、①新規整備地域／②民設移行地域は、改正電気通信事業法の公布日以降に事由が発生したものを対象とする想定。



- なお、これらの方法においては、町字単位での業務区域の届出のため、事業者によってはシステム開発が必要であったり、事業者に多大な作業負担がかかる等の課題もあるため、関係事業者等からの意見を聞きながら、柔軟な対応を検討すべきと考えます。



情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ユニバーサルサービス政策委員会  
ブロードバンド基盤ワーキンググループ第4回  
ご提出資料

(第2回会合 追加質問回答)

2022年10月24日  
ソフトバンク株式会社

## 【林構成員】

ラストリゾート事業者の責務として、官民協定に基づき提供を担保した事業者を対象に交付金による支援を行う仕組みを法定することは考えられるか。

- ご質問の趣旨が「官民協定に基づき継続的な提供を担保した事業者のみ交付金対象とすることは考えられるか」という前提で回答します。
- 地理的格差の発生を防止するというユニバーサルサービス制度の趣旨に鑑みれば、競争による役務提供維持が期待できない条件不利地域における役務提供確保のため、交付金交付の要件として同地域の適格電気通信事業者に対し一定期間の役務提供継続を求めることは必要と考えますが、必ずしも官民協定を要件とする必要性はないと考えます。
- ただし、事業者の根拠ないコミットに基づく制度運用では結果的に役務の安定的提供が損なわれるおそれがあることから、当該事業者には「今後何年続けられるのか」等が一定の根拠を持って説明できるような指標・計画・見込みの提示をあらかじめ求めることが必要と考えます。
- なお、全国規模の線路設備基盤を有し、政府出資の特殊法人として責務を負うNTT東西殿においては条件不利地域を積極的に支援する役割が期待される所であり、官民協定の他、NTT法に基づく事業計画認可における方向付けも有効と考えます。

## 【大谷構成員】

資料P29の利用者保護の補完策は示唆に富んだものだと思うが、契約約款を届出せずに掲示のみとした場合、届出契約約款において、電気通信事業法19条2項各号のような内容があった場合の総務大臣の変更命令が及ばないこととなる。

19条2項各号のような契約約款が作成されることは基本的にないことを考えれば、19条2項各号に類する規定を適用させることが利用者保護の補完策たりうると思うがどのように考えるか。

- 仮に契約約款に関する義務を掲示のみとした場合には、電気通信事業法第19条第2項各号の規定は適用されないため、ご指摘のとおり同条同項各号に類する規定を適用させることで利用者保護の補完策たりうるものと考えます。
- この点、法第19条第2項各号に規定される約款変更命令発動の要件は、法第29条第1項各号において規定されている業務改善命令発動の要件に内包されていることから、適格電気通信事業者になり得ない卸先電気通信事業者等の提供する役務に対しては、契約約款の届出義務を課さずとも、契約約款の掲示と法第29条の適用にて利用者保護が十分なされるものと考えます。
- なお、適格電気通信事業者となり得る事業者については、適格電気通信事業者としての指定の前に料金・提供条件の適正性等を確認する必要がある以上、契約約款の掲示と法第29条の適用では不十分であり、法第19条に基づく契約約款の届出義務が必要になるものと考えます。

## 【三友構成員】

**FWAのような形態であっても無線を第二号基礎的電気通信役務とすることに反対か。それとも各社が提供しているサービスに関わるところでなければ問題無いと考えるか。**

- FWAを含む無線サービスは、屋内浸透や周囲の環境の影響を受けやすい（障害物、天候、他の無線システムとの干渉等により品質が低下し得る）等、無線特有の品質面での障壁や技術特性により、有線サービスと比較し安定性が十分でなく、ユニバーサルサービスの趣旨に鑑みれば、第二号基礎的電気通信役務は基本的に有線サービスとすべきと考えます。
- ただし、極めて不採算な地域等、有線でのサービス提供が確保されない地域に限り、有線サービス同等の品質を確保する前提(携帯電話サービスとは異なる周波数帯を用い（※）、屋内浸透については事業者において各戸別に十分対策を行う等)で、例外的に当該地域の無線サービスを第二号基礎的電気通信役務として取り扱うことは考えられます。

(※) 例えば、FWAサービスは、使用周波数帯が、準ミリ波帯・ミリ波帯（22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯）とされており、当該周波数帯を用いる場合、周波数帯の異なる携帯電話サービスの影響を受けず、品質が一定程度確保され则认为

別紙4  
(日本ケーブルテレビ連盟 回答)

# ブロードバンド基盤WG構成員からのご質問への回答

2022年10月24日  
日本ケーブルテレビ連盟

# FWAを基礎的電気通信役務に位置づける

## 質問①（相田構成員）

携帯のカバレッジ100%という状況が前提の中、固定系は安定した通信が行えるという理由で基礎的電気通信役務の範囲となる（FTTHやHFC方式のCATVといった）サービスをこれまで議論してきており、また、地理的カバレッジ100%も近い将来達成されると見込まれる現状を踏まえて、FWAを基礎的電気通信役務に位置づけることに対する御意見を伺いたい。

### 【回答等】

- 離島、山間部や棟内の光化が困難な集合住宅などの特定の地域において、FTTHを構築・運用・維持するのに多大な費用を要する場合があります、通信速度などの品質を安定して通信可能な固定無線(FWA)を利用して、ブロードバンドサービスを提供することにより、インフラ構築・運用・維持の費用や手間などを低減している事例があります。
- 携帯キャリアのモバイルサービスは不特定多数の加入者の移動端末にサービスを提供しますが、FWAでは限定した世帯に対して固定端末を介してサービス提供する形態となります。  
このため、FWAでは対象世帯向けに無線のカバレッジや送信電力などを適切に設定することで専用線のような利用が可能となります。
- このため、ローカル5Gや地域BWAなどのFWAについては、技術的に安定した通信が可能でサービス提供のコストを抑制できる可能性があることから、ユニバーサルサービスを確保するための手段として基礎的電気通信役務に位置付けることが適当と考えます。

# FWAの対象範囲限定と支援対象額算定方法の案

## 質問②（相田構成員）

FWAがQoS管理される専用線のようなものであれば、ベストエフォートであるFTTHやHFCより高度なサービスと言え、第二号基礎的電気通信役務に値する可能性があると思うが、対象範囲限定の具体的な案はあるか。また、FWAが第二号基礎的電気通信役務となった場合の支援対象額算定方法の具体的な案はあるか。

### 【回答等】

- FWAを第二号基礎的電気通信役務とする場合には、無線ブロードバンドを利用し、対象世帯数を限定して、固定端末を介した適切な品質（通信速度等）を確保したサービスを提供する方式として対象範囲を限定することが考えられます。
- また、FTTHかFWAかの選択には、条件不利地域や棟内の光化が難しい集合住宅などにおいて、カバーするエリアの面積、世帯数、世帯の分散の程度、光ファイバ敷設・維持の難易度などにより、運用・維持コスト等で判定できると考えます。
- また、支援対象額算定方法については、FWA基地局(送信機)までの光回線、FWA基地局の局自体、受信装置(CPE)などの運用・維持コストを算定することとなると考えます。

# HFC方式はDocsisが規格化された以降の役務を対象

## 質問③（相田構成員）

義務教育で用いる通信も概ね2Mbps程度かつ同時接続人数分の通信容量がかかるなか、CATV連盟の資料にあるような、HFC方式のうち通信方式が古く、上り名目速度が1Mbps程度のサービスについては受け入れがたいのではないか。

詳細は今後議論を深めるべきだが、実質的にはCATVアクセスサービス（HFC方式）については、Docsisが規格化された以降の役務を対象とすべきではないか。

### 【回答等】

-ヒアリング(第2回WG)の際にご説明した資料12ページに示しましたように、HFCにおいてDocsisが規格化される以前の方式を採用する製品(terapo等)が残置されている場合もあり、その場合は上り名目速度は1Mbps等の場合があります。ご指摘のように、このようなDocsis規格化以前の旧来の方式は、ユニバーサルサービスには不十分な可能性があるとともに、現在は市場調達ができない製品となります。

-従って、技術基準においては、下り名目速度30Mbps、HFCの場合はDocsisが規格化された以降の役務を対象とすることが適当と考えます。なお、FTTHの場合においても、集合住宅のオーナー設備である棟内の同軸ケーブルでDocsisを用いてサービスを提供することがあります。



# ラストリゾート事業者の責務

## 質問④（林構成員）

ラストリゾート事業者の責務として、官民協定に基づき提供を担保した事業者を対象に交付金による支援を行う仕組みを法定することは考えられるか。

### 【回答等】

-今回の法改正に伴い導入される支援制度を使っても事業者が提供に応じない地域のため、撤退しない等の責務を追加するという考え方自体は、これまでの議論の延長と受け取りますが、まずは現在の制度化を実現し、市場の変化を評価した上で検討を進めるのが適当と考えます。

# 上り名目速度としてどの程度なら満たすことができるのか

## 質問⑤（大谷構成員）

資料P10では上り30Mbpsの名目速度を満たすことが難しいケースがあるとのことだが、上り名目速度としてどの程度なら満たすことができるのか。

### 【回答等】

- ヒアリング(第2回WG)の際にご説明した資料の11ページに構成員限りのアンケート結果の表でお示したように、上り最大名目速度は事業者の状況により多様であるため、満たすことができる上り名目速度を明示するのは困難です。
- しかしながら、Docsisが規格化される以前の方式を採用する製品(terapo等)の上り名目速度は1Mbps等となり、ユニバーサルサービスには不十分と考えます。
- 従って、一つの指標として、Docsisが規格化された以降の役務を対象とすることが考えられると思います。これにより、同軸ケーブル内の信号の上り通信に割り当てる周波数の帯域幅の広さに応じて名目速度は可変となり、概ね数Mbps～数十Mbpsの上り名目速度が確保されます。

## 御質問

改正電気通信事業法における、事業者規律・交付金制度の関係と、本WGにおける議論の前提について伺いたい。  
(林構成員)

## 御回答

この度のWGは、改正電気通信事業法（令和4年法律第70号）の成立を受けて審議会（部会）等に諮問、立ち上げが行われたという経緯も踏まえると、改正電気通信事業法の趣旨を十分に踏まえた議論が行われるべきであると考えております。

諮問書においても明示してある通り、改正電気通信事業法の趣旨は事業者規律の導入及び交付金制度の設立であり、それらは明確に分けて議論が行われるべきであると考えております。